

平成27年第4回八千代町議会定例会会議録（第2号）

平成27年12月15日（火曜日）午前10時13分開議

本日の出席議員

議長（9番）	大久保 武君	副議長（2番）	国府田利明君
1番	増田 光利君	3番	大里 岳史君
4番	廣瀬 賢一君	5番	大久保弘子君
6番	上野 政男君	7番	中山 勝三君
8番	生井 和巳君	10番	水垣 正弘君
11番	小島 由久君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

なし

---

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	生井 光男君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	上野 真一君
秘 書 課 長	谷中 聰君	総 務 課 長	鈴木 一男君
企画財政課長	青木 良夫君	税 務 課 長	野村 勇君
町 民 課 長	塚原 勝美君	福祉保健課長	相田 敏美君
生活環境課長	内山 博君	産業振興課長	青木 喜栄君
都市建設課長	生井 俊一君	上下水道課長	柴森 米光君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	秋葉三佐男君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	水書 正義君
公 民 館 長 兼 生 涯 学 習 課 長	青木 和男君	給食センター 所 長	鈴木 忠君
総 務 課 参 事	生井 好雄君	企 画 財 政 課 参 事	中村 弘君

---

議会事務局の出席者

議会事務局長	高野 実	補 佐	小林 由実
--------	------	-----	-------

主 任 田神 宏道

---

議長（大久保 武君） 引き続きご参集をくださいます、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第2号）

平成27年12月15日（火）午前9時開議

諸般の報告

- 日程第1 議案第1号 平成27年度八千代町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第2 議案第2号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第3 議案第3号 八千代町個人番号の利用に関する条例
- 日程第4 議案第4号 八千代町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 八千代町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 八千代町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第7号 平成27年度八千代町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第8号 平成27年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第9号 平成27年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第10号 平成27年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 請願上程（常任委員会付託）
- 日程第9 休会の件
-

議長（大久保 武君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意ください。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意ください。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますよう、お願い申し上げます。

本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可いたしましたので、ご了承ください。

---

#### 諸般の報告

議長（大久保 武君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに各課長、局長、所長でありますので、報告いたします。

続いて、町長から諸般の行政報告について要請がありましたので、許可いたします。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 平成27年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

なお、ただいま議長の許可がありましたので、行政の諸般事項についてご報告申し上げます。

最初に、八千代町消防出初め式についてご報告申し上げます。恒例の行事となっております消防出初め式を平成28年1月9日の第2土曜日に実施いたします。当日は、午前9時から役場庁庭及び中央公民館等において点検、分列行進、放水試験、式典を挙行いたしますので、議員各位のご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

次に、第66回茨城県消防ポンプ操法競技大会県西地区大会の結果についてご報告申し上げます。第66回茨城県消防ポンプ操法競技大会県西地区大会が10月18日、筑西市の「下館運動公園」において開催されました。本大会には、本町を代表いたしまして第4分団が出場し、訓練の成果を発揮し、堂々の競技を披露いたしました。議員各位には、多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。今後とも消防団活動に対しまして、深いご理解と一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

次に、平成28年4月八千代町職員採用についてご報告申し上げます。平成28年4月八千代町職員採用につきましては、本年度の採用試験申込者数が25名あり、第1次試験を9月20日に、第2次試験を11月3日にそれぞれ実施いたしました。その結果、8名に対しまして合格通知を発送いたしました。

次に、八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンの策定状況についてご報告申し上げます。本町におきましては、国と地方が総力を挙げて地方創生や人口減少の克服に取り組むため、国が策定した長期ビジョンや総合戦略を勘案しながら、八千代町の長期的な人口の展望と今後の目指すべき方向性を示す「八千代町人口ビジョン」と、今後のまちづくりの具体的な施策を盛り込んだ「八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定作業を進めております。

総合戦略と人口ビジョンにつきましては、本年度中に策定することとしておりますが、現在までの経過を申し上げますと、本年3月に、全庁的な推進を図るため、町三役と全課長により「創生本部」を立ち上げまして、12月までに5回の会議を開催しております。

また、外部の有識者会議といたしまして、21名の委員で構成されます「八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」を開催しまして、さまざまな立場の方からご意見をいただき、ご協議をいただいているところでございます。

さらに、6月には、町民の方から幅広く意見を聞くことを目的に、アンケート調査を実施いたしました。今後、具体的な施策につきましては、予算などの検討も必要となりますので、国の交付金の動向や、茨城県が策定した人口ビジョンや総合戦略なども参考にしながら素案づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、茨城西南医療センター病院八千代診療所の診察時間の変更についてご報告申し上げます。茨城西南医療センター病院八千代診療所の診療時間につきましては、

平成27年4月からの診療日が月曜日・水曜日・金曜日及び第1・第3土曜日の午前中の診察時間となっており、午後の診察時間が削減されたため、診察を希望する町民の皆様  
に不便を来しておりました。

そのため、茨城西南医療センター病院長に八千代診療所の診察日・診察時間の延長に  
つきまして要望をいたしました。

その結果、このたび茨城西南医療センター病院長により、八千代診療所に専任の医師  
を配属するとともに、平成28年1月から診察日をほぼ平成27年3月までの診療体制と同  
様の体制にしたいとの報告を受けることかできました。

診察日・診察時間の内容としては、午前中のみの診察時間でしたが、午後の診察も行  
うこととなります。

具体的な診察時間は、月曜日は午前・午後、火曜日は午前・午後、水曜日は午前、金  
曜日は午前・午後、そして第1・第3土曜日が午前中の診察時間となります。

本町の医療機関は、隣接市町に比較して少ないため、町民が安心して暮らせるための  
健康増進及び医療体制の充実が望まれていますので、八千代診療所には、今後も地域住  
民に安心と信頼のある医療の提供をいただきたいと考えております。

最後に、契約関係についてご報告申し上げます。契約関係については、別紙「契約関  
係報告書」のとおりであります。

以上、行政の諸般事項についてご報告申し上げましたが、議員各位のより一層のご協  
力をお願い申し上げまして報告を終わります。

議長（大久保 武君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第1 議案第1号 平成27年度八千代町一般会計補正予算（第3号）の専決処  
分事項の承認を求めることについて

議長（大久保 武君） 日程第1、議案第1号 平成27年度八千代町一般会計補正予算  
（第3号）の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第1号 平成27年度八千代町一般  
会計補正予算（第3号）の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説

明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第3回目のもので、歳入歳出とも2億8,792万5,000円を増額し、予算総額を78億2,879万9,000円としたものであります。

補正の内容は、9月9日から10日にかけて襲来した関東・東北豪雨により、茨城南総土地改良区所有の番田用排水機場、下結城下排水機場、芦ヶ谷新田用排水機場の3機場が被災し、その復旧に要する経費を11月4日付で専決処分したものであります。

その内容について歳入から申し上げますと、国庫支出金におきましては、農地農業用施設災害復旧事業補助金により1億7,875万円、繰越金では1,817万5,000円、町債では土地改良施設災害復旧事業債9,100万円をそれぞれ増額いたしました。

歳出につきましては、災害復旧費の農業災害復旧費におきまして、設計委託料及び復旧工事としての事業業務委託料2億8,792万5,000円を増額いたしました。

なお、第2表、地方債補正につきましては、事業を追加したことによるものでございます。

以上、専決処分の概要を申し上げますが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、宮本直志議員。

12番（宮本直志君） 関東・東北豪雨による破損だと思うのですが、3カ所と言いましたが、どの程度破損したのか、ちょっと説明をお願いしたいのですが。

議長（大久保 武君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木喜栄君登壇）

産業振興課長（青木喜栄君） ただいまの12番、宮本議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

機場3カ所の被害程度はどの程度かということでもよろしいでしょうか。

（何事か発言する者あり）

産業振興課長（青木喜栄君） はい。

まず、いずれの機場も、番田用排水機場につきましては、電気設備、そしてポンプ、また補助機器類等の浸水の被害によるものでございます。番田用排水機場につきましては5,500万円という修繕費の見積もりでございます。そして、下結城下排水機場、こちら

も電気設備、そしてポンプ補助機器類等の浸水被害ということで、約1億1,000万円と見込んでおります。そしてまた、芦ヶ谷新田用排水機場におきましても、電気設備、ポンプ、補助機器類等の浸水ということで、こちらも同様に1億1,000万円程度の見込みというような状況でございます。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 6番、上野政男議員。

6番（上野政男君） 専決なのですが、国庫補助金がありますよね。この国庫補助金には激甚災害の指定内の金額なのですか、それとも改めてその金額は町に交付されると思っ  
ていてもいいでしょうか。

議長（大久保 武君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木喜栄君登壇）

産業振興課長（青木喜栄君） 6番、上野議員さんのご質問でございますけれども、激甚災害にかかわる部分の補助なのかというようなことでございますけれども、今の段階としまして、国の補助金、補助率65%でございます。今後国の査定がございまして、その中で増嵩申請とかもございまして、この65%が段階的にと申しますか、約八十何%まで引き上がる可能性はございます。いずれにしましても、査定を今後受けていく状況の中で、補助率の部分は決定されていくと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思  
います。

議長（大久保 武君） 14番、湯本直議員。

14番（湯本 直君） これは補助金という形で出てきているのか、交付金だから同じことなのだけれども、農業災害補償法による交付金というふうに考えていいのか。それで、この補助金の交付の申請やなんか今パーセントが出るようだけれども、どういう形で、この補助金の申請をしてあるか。町が町債を9,100万円上げてあるのだけれども、これは恐らく縁故債だと思うけれども、どうしてもこの9,100万円上げなければいけなかったのかどうか、その点をひとつお聞かせ願ひたい。

議長（大久保 武君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木喜栄君登壇）

産業振興課長（青木喜栄君） 14番、湯本議員さんのご質問にお答え申し上げます。

こちらの事業につきましては、国のほうへの今後の補助申請というふうになっていくかと思  
います。現在農用地施設の災害復旧事業にかかわります補助金の申請というよう

なことで認識をしてございます。また、こちらの起債につきましては、私のほうの答弁は控えさせていただきたいと思います。9,100万円の起債のほうにつきましては、企画財政課長よりご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（大久保 武君） 企画財政課長。

（企画財政課長 青木良夫君登壇）

企画財政課長（青木良夫君） 湯本議員の起債関係のご質問にお答えしたいと思います。

予算的には9,100万円計上してございますけれども、これの算出根拠につきましては、先ほど産業振興課長が被害総額で2億7,500万円かかっているということで、その補助金が現段階では65%で見えておりますので、1億7,875万円が補助金です。残りました額と、その委託料の中で、設計料で1,292万5,000円計上してありますけれども、これにつきましては、査定設計委託料と、それから実施設計委託料の2つの部分が加味して数字が上がってございます。

起債の対象となりますのは、その実施設計分495万円プラス工事費の2億7,500万円、トータルしますと、2億7,995万円になりますけれども、そこから国庫補助金分の1億7,875万円を差し引きました1億120万円が起債の基準になります。その90%ということで、9,100万円の数字を上げてございます。この起債につきましては、後ほど交付税の措置がございまして、交付税で95%の措置を見込んでおります。それを補助金と起債を除きました1,817万5,000円を繰越金の一般財源で充当しているような形をとってございます。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 14番、湯本直議員。

14番（湯本 直君） そうすると、町の持ち出しが1,817万5,000円、それから起債と両方合わせると1億ちょっと超えるのですが、国庫支出金が1億7,800万円ということで、合計すると、これで65%というような産業振興課長の話なのだけれども、仮に地方交付税で見るというけれども、これは年度内の特別交付金で見るとかな。それは担当課長のほうからひとつ。一番怪しいのは、特別交付金で見ますというのが一番怪しいのですよ。きっちと、ではこれに対して町が負担する分については、出しますよという補助事業なので、きっちりした線を出すのが本当なのだよな。交付税で見ますよなんていうのが一番怪しいのです。どれだけの交付税が入ってくるか、本当にわからないからよ。その辺ひとつわかる範囲で結構だからお願いします。



議長（大久保 武君） 企画財政課長。

（企画財政課長 青木良夫君登壇）

企画財政課長（青木良夫君） 湯本議員の質問にお答えしたいと思います。

湯本議員おっしゃるとおり、本来であれば、この事業に関しての特定の交付金ということで、国から見ていただければ非常に助かるわけなのですが、現在の制度上は、その他の起債と一緒に合算の中で交付税が算定されるような形になっておりますので、現段階では、そういう形になるかと思えます。

議長（大久保 武君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 平成27年度八千代町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成27年度八千代町一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

日程第2 議案第2号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（大久保 武君） 日程第2、議案第2号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（総務課参事 生井好雄君朗読）

議長（大久保 武君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第2号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を説明いたします。

公平委員会は、地方公務員法の規定により設置が義務づけられており、3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年となっております。

委員の選出につきましては、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者から議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任するものであります。

現委員、大久保一衛氏は12月31日をもって任期満了となりますが、同氏を再任したく提案するものであります。

今回提案いたしました大久保一衛氏は、人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関する識見も豊かで、適任者だと考えますので、公平委員として再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長(大久保 武君) これから質疑を行います。

本件は人事案件でありますので、質疑の際は十分ご留意願います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 討論なしと認めます。

これから議案第2号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

---

### 日程第3 議案第3号 八千代町個人番号の利用に関する条例

議長（大久保 武君） 日程第3、議案第3号 八千代町個人番号の利用に関する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第3号 八千代町個人番号の利用に関する条例の提案理由をご説明申し上げます。

平成25年5月31日付で公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」に基づき、平成28年1月1日からマイナンバー制度が始まります。

個人番号は、全ての事務において利用できるものではなく、番号法に利用範囲が規定されております。

番号法別表第1では、個人番号を利用できる機関及び事務が規定されております。また、番号法第9条第2項では、地方公共団体が条例で定める事務について、個人番号を利用できる旨が定められております。

個人番号の利用に当たって条例で定めるべき事項は、「町独自の事務で利用する場合」「同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合」「同一地方公共団体の他機関との間で特定個人情報の授受を行う場合」がございます。

本条例は、番号法第9条第2項に基づき、「町独自の事務での利用」として「医療福祉費の支給に関する事務」を規定し、さらに「同一機関内で特定個人情報の授受を行う」ことができるようにするために制定するものでございます。

なお、「他機関との特定個人情報の授受を行う場合」は規定しておりませんが、今後対象となる事務について随時検討を行い、町民の利便性向上に努めてまいります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） 議案第3号 八千代町個人番号の利用に関する条例について質問させていただきたいと思います。

1つ目に、通知カードの初回配達は完了しているのか。不在や転居などで受取手がいない場合は自治体に返送されるということですが、配達数や返送数は把握されているのか。また、12月9日付の新聞では、県内で7万通の通知カードの返送があったということです。また、12月4日付の新聞では、全国のマイナンバー企業対応完了はわずか14%ということです。

2つ目に、申請書類へのマイナンバーの記載は拒否できるのか。

3つ目に、自治体は、本人提供がなくても情報システム機構、付番機関から直接番号の提供を利用できる仕組みがあるのか。

また、4つ目に、視覚障害者や、そのほかの障害者及び施設入所者などの対応はどうなっているのか。

5つ目に、医療福祉といっても多岐にわたっていると思いますが、今回の条例ではどういう項目になっているのか、お聞きいたします。

議長（大久保 武君） 町民課長。

（町民課長 塚原勝美君登壇）

町民課長（塚原勝美君） 5番、大久保議員さんのご質疑にお答えいたします。

今回の通知カードにつきましては、基準日が10月5日を基準日としまして、地方公共団体情報システム機構のほうに職員が直接搬入しております。この通知カードが全国に先駆けまして、10月23日に千葉県内で始まっております。本町におきましては、11月12日、八千代郵便局に通知カードが届いております。初回配達ですが、11月28日に完了しております。町への返戻ですが、12月11日全て完了しております。返戻数でございますが、625通ありました。全体の8.3%、八千代町に配達する通知カードの8.3%になります。内訳としまして、宛所なしで139通、保管期限が過ぎたもの、これは不在の場合、郵便局で7日間保管しますが、それを過ぎて八千代町に戻された分でございます。474通ございました。また、受け取り拒否が12通ございました。現在の状況ですが、12月14日現在で、町に返戻されたうち143通が取りに来られまして、交付を済んでおります。返戻数の22.9%、約23%になっております。

付番を拒否できるのかというようなご質問ですが、付番は、もう既にされております。したがって、拒否されても通知カードは既に付番されていることですので、何ら影響はないといえますか、拒否された方でも、今度、個人番号付きの住民票ということで請求していただければ、この番号のほうが入った住民票が発行されます。

それから、医療福祉の分でどのようなことで利用されるのかということでございますが、町民課としましては、現在マル福制度がありますけれども、八千代町で県以外にやっている独自の部分がありますが、それを八千代町で事務をとる場合、町長のご説明がありましたように条例で定めるということになっておりますので、今回マル福町単独分で利用している分について条例で制定させていただいたということでございます。よろしく申し上げます。

議長（大久保 武君） 2番、国府田利明議員。

2番（国府田利明君） これは国で制定されて、町民全員にこの個人ナンバーというのが振り分けられたわけなのですが、セキュリティーに関しまして、これは必ず対策をとっていかねばならないことなのですが、どのようにとっていくのかというふうなことを伺いたいと思います。

議長（大久保 武君） 企画財政課長。

（企画財政課長 青木良夫君登壇）

企画財政課長（青木良夫君） 2番、国府田議員の質疑にお答えしたいと思います。

確かに個人番号、特定個人情報ということになりますと、非常に厳格に管理しなければならない事項でございます。これに関しましては、国の総務省のほうから各自治体に通知等が来てございますので、セキュリティー対策を万全な体制でとれというような指導がしてございます。

その中におきまして、一つとして考えられるのが組織体制、その情報の管理の体制の再検討しなさいということで、現在各市町村には情報セキュリティー委員会というのが多分設置してあるかと思えます。その中の最高責任者、情報責任者、いわゆるC I Oと言っているのですけれども、それが設置されているのですけれども、その中に、さらに例えば現実的に情報の漏えいとか、事故が発生した場合の体制を強化していただきたいということで、最高情報、セキュリティー責任者、いわゆる通称C I S Oと言っているのですけれども、そういった人材の責任者も設定しろと。そして、早急に対策を講じるような体制をとりなさいということで来ております。八千代町でも現在のC I Oからプ

ラスCISOということで、人選して設定しているところでございます。

さらにまた、その情報セキュリティーをするためには、推進方策という、セキュリティーポリシーというものをつくってございまして、その中でも、さらに特定個人番号については、管理強化するような形で、もう一度見直しなさいということで、現在ポリシーについても見直している最中でございます。

さらにまた、利用する側の職員の体制につきましても、やはりどれだけ重要な特定個人情報かということ認識していただくために、来年度全職員を対象といたしました職員研修も実施する予定でございます。

それから、ハード的な話になるのですが、年金機構の情報漏えい事件とかありましたけれども、いわゆるインターネット等、我々が使っている基幹系のシステムがあります。それを一緒にすると、どうしても情報が漏れる可能性があるということで、国のほうの指導もありまして、そのインターネットの系統と基幹的なことは分離しなさいと、ハードというのは分離しなさいということで指導が来ていまして、八千代町もそういう体制をとっているような状況で、さらにまた強化するような予定で、現在システムのにも対応していくような予定でございます。

以上でございます。

議長（大久保 武君） ほかにございませんか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） 今、町民課長から答弁をいただきましたが、1つ抜けておりました。視覚障害者や、そのほかの障害者及び施設入所者などへの対応はどうなっているかというのをお聞きいたします。

議長（大久保 武君） 町民課長。

（町民課長 塚原勝美君登壇）

町民課長（塚原勝美君） 5番、大久保議員のご質疑にお答えいたします。

各施設等との打ち合わせということなのですが、各施設のほうに町民課のほうから連絡をとりまして、個人通知を各施設のほうに通知したほうがよろしいのか、それとも家族のほうに通知をしたほうがいいのかということで、問い合わせをしましたところ、施設のほうに送っていただいて結構ですというようなご回答をいただきましたので、今回の通知カードにつきましても、対象者全て施設のほうに郵送させていただくような手続になっております。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） 今お答えいただきましたが、視覚障害者への対応はどうなっていますか。今お答えいただいた中では、障害者の施設ですね、入所者に対してのお答えでしたけれども、視覚障害者に対しての対応はどうなっていますかということです。

議長（大久保 武君） 町民課長。

（町民課長 塚原勝美君登壇）

町民課長（塚原勝美君） 5番、大久保議員のご質疑にお答えいたします。

視覚障害者等の方から町のほうへの問い合わせがございませんでしたので、町民課としては、対応はしてございません。

以上でございます。

議長（大久保 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、議案第3号に対する反対討論を行いたいと思います。

議案第3号 八千代町個人番号の利用に関する条例に反対し、その理由を述べたいと思います。私ども日本共産党は、当初からこの制度に対して反対をしております。社会保障・税番号制度、マイナンバー制度は、全国民に12桁の背番号をつけて税金や保険料納付、医療、介護、年金、保育サービス利用などの情報をデータベース化したものを市町村が利用するための条例で、一元的に管理するものです。今後、健康保険証としての利用や預貯金口座などへの利用も検討されております。一つの番号で一人一人の個人情報をつなぎつけて活用する番号制度は、個人情報が容易に名寄せ、集積されることであり、一たび流出したり、悪用されたりすれば、甚大なプライバシー侵害や成り済ましなどの犯罪の危険性を飛躍的に高めることとなります。

日本年金機構から125万件の情報流出が発覚するなど、情報流出事件が相次いでいます。

きょうの新聞では、大阪の堺市で68万件の情報流出事件があったと報道されております。社会保障を権利でなく、税、保険料に対する対価に、自己責任に変質させる大改悪です。この条例に沿って個人情報が集積され、サービス抑制につながり、税の徴収強化につながることを考えられます。この条例がなくとも、これまでの社会保障給付に関する事務が行われてきました。町民生活に何ら支障はありません。

以上の理由から、この条例に反対をいたします。

議長（大久保 武君） 次に、賛成者の発言を許します。

14番、湯本直議員。

（14番 湯本 直君登壇）

14番（湯本 直君） 私のほうから賛成討論を申し上げます。

八千代町個人番号の利用に関する条例等については、先ほど全員協議会で課長から説明がありましたように低所得者の人、あるいは高齢者の方で番号を必要としない、そういう状況の人は届け出をしなくても、やむを得ない事情で届け出が必要になったときに届け出すればいいのだという状況でございますので、強制的ではありませんので、この制度を利用することが国の施策であり、町としてもメリットがあると、こういうふうを考えていますので、賛成の討論をいたします。

以上です。

議長（大久保 武君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

この採決は起立により行います。

議案第3号 八千代町個人番号の利用に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（大久保 武君） 起立多数です。

よって、議案第3号 八千代町個人番号の利用に関する条例は、原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第4号 八千代町税条例等の一部を改正する条例



議長（大久保 武君） 日程第4、議案第4号 八千代町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第4号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、「地方税法等の一部を改正する法律」等が平成27年3月31日に、「地方税法等の一部を改正する省令」が平成27年9月30日に、それぞれ公布されたことに伴い、八千代町税条例等の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、まず第1条改正として、徴収対策関係について、法律において条例委任事項が設けられたことによる、徴収の猶予及び換価の猶予に関する規定を整備するものでございます。

次に、第2条改正として、平成27年改正条例に基づきまして、省令改正に伴い、番号法の規定を整備するものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） 議案第4号に対しての質疑をさせていただきます。

町税に関しての申請ということですが、申請に際しての個人と法人事業等へのマイナンバー制度導入についての条例と思いますが、個人と法人ということですが、法人の場合、法人事業主ということでもよろしいのですか。町民税と固定資産税に関して、この条例では定めるといふことですがけれども、その点についてお伺いします。

議長（大久保 武君） 税務課長。

（税務課長 野村 勇君登壇）

税務課長（野村 勇君） 5番、大久保弘子議員のご質疑にお答えいたします。

いわゆる質問の内容につきましては第2条部分、先ほど町長から提案理由のあったところの第2条部分であると思っております。それで、まず第36条の2第9項というものがござ

います。これは町民税の申告でございます。議員ご指摘のように法人の事業主の方に対して、今まで法人番号というものが条例の中に記されておりましたが、それは単なる町でつけた法人番号ということでありますが、この条例に示しておりますのは、マイナンバー法に基づく法人番号、このような読みになります。第36条につきましては、申告の際に事業所の所在、地名等のほかにマイナンバー法による法人番号の記載を求めることができる、こういう内容になります。

そして、第63条の2第1項第1号関係につきましては、これは地方税施行規則第15条3第2項の規定による補正の方法の申し出の規定ということになります。いわゆる区分建物、マンションのことです。これにつきましても、補正の申し出をする際には法人番号の記入を求めると、こういうものでございます。

そして、第89条第2項第2号につきましては、軽自動車税の減免に対するものであります。これは公益のために直接利用すると認められる軽自動車に対して、減免を申請することができる、こういう規定がございしますが、その場合におきましても、法人につきまして、事業所の所在、氏名、そして法人番号を求めることができる、こういうものでございます。

第139条の3第2項第1号関係につきましては、特別土地保有税の減免についてであります。これは現在適用されておられませんので、省かせていただきたいと思っております。条例は残っておりますので、そこに同じく法人番号を求めるといふものを入れたものでございます。

第149条第1項のものにつきましては、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告でございます。これは鉱泉浴場を営もうとする者に、同じく法人の事業所の所在、氏名、そして法人番号を求めるものの規定でございます。

以上であります。

議長（大久保 武君） ほかにございますか。

12番、宮本直志議員。

12番（宮本直志君） この議案第4号、第1条から細々といろいろ書いてありますが、新旧の差と、税の猶予されるような条件はどのようなことか、ちょっと税務課長に説明をお願いします。

議長（大久保 武君） 税務課長。

（税務課長 野村 勇君登壇）

税務課長（野村 勇君） 12番、宮本直志議員のご質疑にお答えいたします。

ただいまのご質疑につきましては、今回の猶予制度、改正条例案がどのようなものであるかというふうなことであります。そして、猶予の中身ということではありますが、今回の改正条例におきまして、換価及び徴収の猶予規定がありまして、どのような場面で適用されるか、このような形になりますが、従来の町長の職権型の猶予規定を残しつつ、新たに申請型の猶予規定を盛り込み、条件によって担保の提供や分納の計画などを具体的に法整備したものであります。

また、自己の財産状況などの資料の提供など、申請に必要な新たな書類等も具体的に定めることになっております。換価や徴収の猶予の条件につきましては、納税の誠意があるということが前提になりますが、災害や盗難に遭った場合、納税者または家族の病气、負傷、こういう場合、事業の廃止、休止をした場合、事業についての著しい損失があった場合などの条件で町税をいつときに納付することができない場合に申請により1年以内の期間に限り、換価猶予や納税猶予が認められる、こういう規定でございます。猶予が認められますと、猶予期間中の延滞金の全部、または一部が免除される、または財産の差し押さえや換価が猶予されるということになります。

なお、一旦認められた場合におきましても、猶予が認められた場合におきましても、分納などが滞るような場合は猶予の取り消しもございます。

また、100万円を超える高額な場合は、担保の提供を求めることや、申請時に既に滞納税がある場合は改正条例の適用を受けることはできません。必要な場合は、従来の職権型の猶予を申し出ていただく、このような内容になります。猶予は、期限の先延ばしということでありまして、延長した期限内に全額の税金を納付していただくことにはかかりません。制度を十分に周知した上で事務を進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（大久保 武君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、議案第4号に対する討論を行いたいと思います。

先ほど議案第3号に対しても述べましたが、マイナンバー制度導入に伴う税の徴収対策に関係するもので、情報流出の危険性は甚大なもので、税の徴収強化にもつながるものです。この条例改正には反対をいたします。

議長（大久保 武君） 次に、賛成者の発言を許します。

14番、湯本直議員。

（14番 湯本 直君登壇）

14番（湯本 直君） ただいま提案されて審議されております議案第4号 八千代町税条例等の一部を改正する条例ですが、先ほど課長から説明がありましたように、宮本議員の質疑に説明があったように猶予期間といえども納税をすることには変わりはありませんので、いろいろな措置をとりながら、みんなで税をお支払いすると、あるいはそういう責任を持つというのが、これは我々国民に与えられた義務でございますので、この一部改正する条例案には賛成の意見をあらわして終わりいたします。

以上です。

議長（大久保 武君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

この採決は起立により行います。

議案第4号 八千代町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（大久保 武君） 起立多数です。

よって、議案第4号 八千代町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第5号 八千代町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（大久保 武君） 日程第5、議案第5号 八千代町家庭的保育事業等の設備及び

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第5号 八千代町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が、平成27年3月に公布されたことに伴い、改正するものであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、市町村が、条例で基準を定めるに当たって、従うべき基準と参酌すべき基準がありますが、今回の改正箇所は従うべき基準とされておりますので、市町村は、条例で定める基準を見直す必要があります。

改正の主な内容であります。乳児4人以上を入所させる家庭的保育事業等に係る保育士の数の算定については、当該家庭的保育事業所等に勤務する保健師または看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすことができるよう措置するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。説明といたします。

議長(大久保 武君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 討論なしと認めます。

これから議案第5号 八千代町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 八千代町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第6号 八千代町公の施設の指定管理者の指定について  
議長（大久保 武君） 日程第6、議案第6号 八千代町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第6号 八千代町公の施設の指定管理者の指定についての提案理由をご説明申し上げます。

八千代町では、「一般財団法人八千代町ふるさと公社」が指定管理者となり、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間を指定期間として「八千代町農村環境改善センター」「八千代グリーンビレッジ」「クラインガルテン八千代」の3施設を管理運営しているところであります。

平成28年3月31日をもちまして、この3施設の指定期間が満了となるため、「八千代町公の施設の指定管理者選定委員会」において、指定管理者となる団体及び指定期間について検討してきたところであります。

この選定委員会の審議結果及び現在の指定管理者である「八千代町ふるさと公社」が、当町の100%の出資団体であること、また八千代グリーンビレッジ等の開設当初から管理運営実績があること、そして当町の観光資源として、町と公社が連携しながら管理運営を行ってきたものであることなどを総合的に勘案し、「八千代町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第5条第2項の規定に基づき、「八千代町農村環境改善センター」等の3施設について、「一般財団法人八千代町ふるさと公社」を指定管理者の候補者として選定したものであります。

また、指定期間につきましては、今後、現状の施設と設備を生かして経営を続けていく中で、施設の大規模な改修などの必要に迫られることも想定して、それに対応できるよう、これまでの5年間から3年間に短縮するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） ふるさと公社の、いわば選定がなされて、八千代町のグリーンビレッジ等を含めた管理があるわけですが、そういう中で、この施設管理等の中においては、3つの団体が今八千代町はかかわっていると。1つは、産業振興課が所管とする中で、いわばいろいろな支出をしていると、まずこれが八千代町がかかわっている部分の一つであります。

もう一つは、それを一般財団法人八千代町ふるさと公社に管理運営を任せている。私は前から常々疑念を持っているところは、そこへまた加えて公募を伴わないで、町による考え方の中で、指定管理者として八千代町のふるさと公社を存在させると。ということは、3頭の馬が走っていると同じでありまして、現実の責任はどこにあるのかということ、なかなか明確にできない部分があるわけですが、しかしふるさと公社そのものと、あるいはまた違う、一般民間人が競い合う形での指定管理者の立場をつくり上げるならばいいわけでありすけれども、3つの、いわば責任者が町長であると。産業振興課から繰り出す部分の、町部局における部分も町長が、一般財団法人八千代町ふるさと公社の理事長である責任者が町長である。そしてまた、一般指定管理者として、今度任せる、その責任者が町長である。こういう流れで来ているわけですが、これはこれで、そういうやり方が一番いいのだということでありすけれども、しかし私は、ここでふるさと公社が管理する、いわば一つの施設を申し上げます。

八千代町の、いわばやちよ乃湯憩遊館、憩遊館の施設のことを一つたどってみました。いわば事件が起きたと、事故が起きたと、この責任の所在がどこであるのかと、どこが窓口で対応するのか、こうなるわけですね。そうすると、現実にそのことが過日、新聞報道でなされました。八千代町憩遊館において、いわば施設の貸し出しを受けたのだけれども、一方的な理由で、その許可が、貸し出しが取り消された。この取り消された理由がわからずにあつたので、被害を受けたと、損害賠償を請求すべくやるのだという新聞報道がありました。ちまたの話でいきますと、現実にこの損害賠償問題については、下妻の裁判所における中で、いわば調停に持ち込まれたという話が漏れ伝えられております。もしそういうことが現存するのであれば、そのことがどのような形で今進んでいるのか、それをお聞きしたい。現実には、この固有名詞は、その立場にありますから、

調停には青木課長を初め何人かで臨んでいるという話も聞いておりますけれども、その結果が、実際そういうことが実在して、そしてまたあったとするならば、どのように進んでいるのか、それをお聞きしたい。お願いします。

議長（大久保 武君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木喜栄君登壇）

産業振興課長（青木喜栄君） 13番、大久保議員さんの質疑にお答えを申し上げます。

ただいま公社のキャンセル等の問題につきまして、調停がどのぐらい進んでいるのかというお話でございますけれども、基本的には調停委員さんの客観的な意見を踏まえた上で、ふるさと公社理事会や評議員会の意見もいただいた中で対応していくものと認識してございます。

具体的な部分につきましては、指定管理者としてのふるさと公社の独自の運営の範疇における事項でございますので、答弁のほうは控えさせていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

議長（大久保 武君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） これは青木課長、一つだけ、1点だけ聞きたいのですが、このことが現実に被害金を、賠償金を払わなければならないという、一つのことが起こり得たときには、どの部署で、指定管理者として今町長から出されたように、指定管理者である一般財団法人八千代町ふるさと公社が払うことになるのか。そしてまた、もう一つは、そうではなくて、ふるさと公社が払うのか。管理運営的な部分は、そこまでの話であって、多分八千代町が払うべきものではないと思いますけれども、どういう話になっているかわかりませんので、いわば法人としての人格が、本来であれば、これは別々のはずでありますから、どの団体が、指定管理者として、今受けているところが払うのか、八千代町全体の中でふるさと公社が、存在しているところが払うのか、どちらが払うのか、それをお聞きしたい。

議長（大久保 武君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木喜栄君登壇）

産業振興課長（青木喜栄君） ただいまの大久保議員さんのご質疑でございますけれども、その金額をどこで支払うのかというようなご質問でございますけれども、やはり運営上のことであれば、指定管理者として受けております、一般財団法人八千代町ふるさと公社の運営の中で、状況に応じて支払うべきものと認識してございます。したがいま



して、そちらにつきましては、ふるさと公社の理事会、さらには評議員会もございますので、そちらの意見を踏まえた上で、その後と申しますか、対応のほうはしていくものと、そういうふうに私自身は理解しております。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 再々でいいのかな。何回でもやれるの。

議長（大久保 武君） 3回。

13番（大久保敏夫君） 再々な。では、青木課長さん、私のほうで確認しておきますよ。今、ふるさと公社の、いわば指定管理者の中でやるべきだと、そういうところからの考え方については違うと、いわばお答えできない立場があるのだというふうになるわけです。しかし、現実には、その調停に青木課長さんが行っておられて、その窓口になっている。

では、一つだけ確認しますよ。私が間違っていると、答えられなければ答えなくていい。損害賠償は86万円が、いわば請求されたと。しかし、ふるさと公社で行ったのか、産業振興課長で行ったのかわからないけれども、行ったときに、いや、全部まけてもらいたいのだと、10万円だと。しかし、最終的には15万円で落ちついたと。そういうことで、今月の25日までに支払うことになっているのだと。そのことは正しいのか、私の間違いなのか、それだけ。あなたが一番知っている人ですから。答えられなければ答えられないで、それはお答えできませんといえば、それでいいです。よろしくお願いします。

議長（大久保 武君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木喜栄君登壇）

産業振興課長（青木喜栄君） ただいまの大久保議員さんのご質疑でございますけれども、調停員さんのご意見等も踏まえた上で、そのような金額が出ている状況でございます。

以上でございます。

議長（大久保 武君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 討論なしと認めます。

これから議案第6号 八千代町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 八千代町公の施設の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第7号 平成27年度八千代町一般会計補正予算(第4号)

議案第8号 平成27年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第9号 平成27年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第10号 平成27年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議長(大久保 武君) 日程第7、議案第7号 平成27年度八千代町一般会計補正予算(第4号)、議案第8号 平成27年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第9号 平成27年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第10号 平成27年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま一括上程されました議案第7号 平成27年度八千代町一般会計補正予算(第4号)、議案第8号 平成27年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第9号 平成27年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第10号 平成27年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、八千代町一般会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。今回提案

いたしました補正予算は、本年度第4回目の補正で、歳入歳出とも3,605万5,000円を増額し、予算の総額を78億6,485万4,000円とするものであります。

補正の内容は、関東・東北豪雨に係る被災者支援・復旧工事・防災強化等が主なもので、歳入におきましては、県支出金・繰越金・諸収入等を、歳出では総務費・民生費・農林業費・商工費・消防費・災害復旧費等を補正いたします。

最初に、歳入について申し上げます。県支出金におきましては、既存施設スプリンクラー整備特別対策事業費補助金及び被災農業者向け経営体育成支援事業補助金等499万3,000円を増額いたします。

また、寄附金8万円、繰越金2,573万7,000円を増額するほか、諸収入におきましては、佐野地内の防火貯水槽の移転補償費及び西山浄水場の災害共済金464万5,000円、さらに土地改良区災害復旧事業債により町債60万円をそれぞれ増額いたします。

次に、歳出の主な項目について申し上げます。総務費におきまして、公会計電算システム導入委託料及び国県補助金返還金等を含みます総務管理費641万2,000円を増額いたします。

民生費におきまして、既存施設スプリンクラー整備特別対策事業費補助金により社会福祉費222万2,000円を増額いたします。

農林業費におきまして、八千代町土地改良事業補助金及び被災農業者向け経営体育成支援事業補助金等を含みます農業費313万6,000円を増額いたします。

続きまして、商工費におきましては、被災中小企業事業継続支援補助金等により217万3,000円を増額いたします。

消防費におきましては、消防団員の活動服及び救命胴衣、災害対応時の備蓄品の購入、佐野地内の防火貯水槽の撤去工事等により1,435万5,000円を増額いたします。

さらに、災害復旧費におきましては、鬼怒川南部地区農業用施設復旧事業負担金及び西山浄水場の復旧工事により507万7,000円を増額いたします。

なお、第2表、地方債補正については、事業の追加によるものであります。

以上が、一般会計補正予算（第4号）の概要であります。

続きまして、八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回提案しました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出とも9,344万8,000円を増額し、予算の総額を37億401万6,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、前期高齢者交付金を3,527万

5,000円増額いたします。これは社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、決定通知に基づくものであります。

次に、繰越金を5,817万3,000円増額いたします。これは、平成26年度からの繰越金でございます。

続いて、歳出について申し上げます。総務費を37万7,000円増額いたします。これは、総務管理費に係るものでございます。

次に、保険給付費を9,857万5,000円増額いたします。これは、療養諸費の増加によるものでございます。

次に、後期高齢者支援金等を2,284万8,000円、前期高齢者納付金等を36万6,000円、介護納付金を1,944万5,000円減額いたします。これらは、社会保険診療報酬支払基金への納付金で、決定通知に基づくものでございます。

次に、諸支出金を3,715万5,000円増額いたします。これは、国・県への負担金返還にかかわるものであります。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

なお、今回の補正予算につきましては、平成27年11月30日に八千代町国民健康保険運営協議会に諮り、ご了承をいただいていることをご報告申し上げます。

続きまして、八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。今回提案しました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出とも1,419万1,000円を増額し、予算の総額を16億8,710万8,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、繰越金1,419万1,000円を増額いたします。これは、平成26年度からの繰越金でございます。

次に、歳出について申し上げます。総務費16万5,000円、保険給付費1,383万6,000円、地域支援事業費19万円を増額いたします。これは、地域密着型介護サービス給付費及び居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画給付費などに不足が生じることによる給付費の増額が主な内容でございます。

以上が、介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。今回提案しました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出とも1,000万円を増額し、予算の総額を1億9,732万7,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、繰越金100万円、町債の土地

区画整理事業債900万円を増額いたします。

次に、歳出について申し上げます。第1工区区画整理事業費の工事請負費1,000万円を増額いたします。

第2表、地方債の補正につきましては、起債事業の変更によるものであります。

以上が、八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の概要であります。

以上、一括上程されました各会計の補正予算について提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。説明といたします。

議長(大久保 武君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、中山勝三議員。

7番(中山勝三君) 議案第7号の一般会計補正予算のほうです。10ページなのですが、款8土木費、項1道路橋梁費の節15工事請負費ですが、二級町道3号線道路改良工事請負費(粕礼)となっておりまして435万6,000円の減額、また菅谷地内町道新設道路改良工事請負費(町道3814号線)232万1,000円ですか、減額となっておりますが、こちら場所と減額内容について、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

議長(大久保 武君) 都市建設課長。

(都市建設課長 生井俊一君登壇)

都市建設課長(生井俊一君) 7番、中山議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、場所の特定でございますが、二級町道3号線につきましては、粕礼地内の道路工事になります。今年度で最終の工事になりまして、第1期分につきましては、完成の運びとなります。工事の内容につきましては、延長で約80メートル程度の道路改良工事を行うものでございます。

続きまして、町道3814号線につきましては、市街化区域と市街化調整区域を連結いたします。図書館前から根ノ谷地内に新しく新設をいたしました道路でございます。昨年度190メートル程度施行いたしまして、今年度200メートル程度の道路改良工事を施行いたしまして、完成の運びとなる路線でございます。どちらの工事につきましても、入札が行われ、不用額が発生いたしましたので、その減額となります。内容につきましては、以上でございます。

議長(大久保 武君) 7番、中山勝三議員。

7番（中山勝三君） 今、担当課長のほうから説明いただきました。予定工事の不用額というようなことで減額をされたというお答えをいただきましたので、それ自体については理解をできたわけでございます。一つだけ、今後工事を進めていく中におきまして、留意をお願いしていただければということで、二級町道3号線の粕礼部分なのでございますが、こちら実は機場が、この粕礼の上流部分、土地改良のほうに機場が移動、設置をされたわけでございますけれども、新しく設置されてから粕礼の橋の東側部分ですか、その辺が溢水をしやすくなってしまって周辺が冠水するというようなことが、これはちょくちょく起こっているということで、特に9月には鬼怒川堤防決壊等々、ああした時期に、ここが非常に冠水しまして、住宅においても床下浸水はされているわけです。これが機場が新しくできてから、それが頻繁に起こりやすくなったという、こういうふうなことなので、ちょっとこれは問題だと思っております。この工事と直接関係ないのかとは思いますが、やはりこの地域の整備というものは、これからしっかりやっていただきたいということをお願いして、以上、質疑を終わります。

議長（大久保 武君） ほかに質疑ありませんか。

11番、小島由久議員。

11番（小島由久君） 町道3814号線、これは今年で、今までの予定の道路は完了するというのでございます、その先、産業道路まで、この前、対話集会か何かで根ノ谷区長さんのほうから、その先は延びるのかというような話で、町長も、そういう考えを持っているという話をされましたので、今回この席で、延長することは考えているのか。まだそこで中止ということになるのか、その2点について答弁をお願いします。

議長（大久保 武君） 都市建設課長。

（都市建設課長 生井俊一君登壇）

都市建設課長（生井俊一君） 11番、小島由久議員さんのご質問にお答えいたします。

町道3814号線の道路改良の工事計画でございますが、事業の内容につきましては、実施計画に基づきまして、幹線道路の道路工事を進めているところでございます。今の段階では、今年度、平成27年度で工事のほうは一旦完成というふうな状況でございます。

議長（大久保 武君） 11番、小島由久議員。

11番（小島由久君） それでは、その先の延長ということは、今のところ考えていないというように解釈してよろしいのでしょうか。

議長（大久保 武君） 都市建設課長。

(都市建設課長 生井俊一君登壇)

都市建設課長(生井俊一君) 11番、小島議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほど回答いたしました、今の現段階では平成27年度で完成の運びというふうな形で、この先の延伸につきましては、これからの検討課題であるというふうな状況で認識をしております。

以上でございます。

議長(大久保 武君) 11番、小島由久議員。

11番(小島由久君) 私のほうから、産業道路に抜けるように、ぜひ延長していただくよう強く要望して質疑を終わります。

議長(大久保 武君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 討論なしと認めます。

これから議案第7号 平成27年度八千代町一般会計補正予算(第4号)から議案第10号 平成27年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)まで、4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 平成27年度八千代町一般会計補正予算(第4号)から議案第10号 平成27年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)まで4件は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 請願上程(常任委員会付託)

議長(大久保 武君) 日程第8、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますので、ご報告いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 4番、廣瀬賢一議員。

4番（廣瀬賢一君） 議員紹介者で、請願の文書は入っていると思うのですがけれども、1人追加で、議員紹介者で上野政男議員さんも入れておりますので、後で訂正して回すと思いますので、よろしくをお願いします。

---

日程第9 休会の件

議長（大久保 武君） 日程第9、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あす16日は休会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、あす16日は休会とすることに決定いたしました。

---

議長（大久保 武君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、17日午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午前11時55分）